

## 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた教育内容の変遷

### 1. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容

保健師、助産師、看護師等看護専門職の養成については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）の内容を満たし、文部科学大臣または厚生労働大臣の指定を受けなければならない。指定規則は、看護職の国家試験受験資格を付与することができる、一定の水準を備えた学校及び養成所を指定する基準と手続きを定めたものであり、その教育に関し、教育内容及び施設・設備、教員等の教育条件の水準確保という機能を果たしている。

保健師学校養成所の指定をうけるための教育内容は、指定規則の第2条の三「教育の内容は別表一に定めるもの以上であること」である。1948（昭和24）年に制定されて後、別表一については、2011年（平成23）まで7回の改正が行われている（表1参照）。助産師学校養成所の指定をうけるための教育内容は、指定規則の第3条の三「教育の内容は別表二に定めるもの以上であること」である。保健師と同様に、1948（昭24）年に制定されて後、別表二については、2011（平成23）まで7回の改正が行われている（表2参照）

看護師学校養成所の中で、3年課程として指定を受けるための教育内容は、指定規則の第4条の三「教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること」とされている。1951（昭和26）年に公布されて以来、別表三については、4回の改正が行われている（表3-1参照）。2年課程の場合、指定規則の第4条2の三「教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること」とされている。1956（昭和31）年に公布されて以来、別表三の二についても、4回の改正が行われている（表4参照）。また、5年一貫教育については、指定規則第4条3の三「教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること」とされている。1999（平成11）年に公布され、これまで1回の改正が行なわれている（表5参照）。

以下では、別表三を中心に保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた教育内容（看護師3年課程）の変遷と保健師・助産師課程及び看護師2年課程通信制の一部改正について概観する。

### 2. 指定規則に定められた教育内容（看護師3年課程）の変遷

#### 1) 1951年（昭和26）における指定規則

戦後、厚生省は連合国軍総司令部（以下、GHQ）の指導に基づき、医療および公衆衛生の普及発展のために保健婦、助産婦および看護婦の資質の向上を図ろうとして、1948年（昭和23）に「保健婦助産婦看護婦法」を制定するとともに、その養成教育については1949年に「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」を定めた。この指定規則による教育内容は、大正4年（1915）に公示された「私立看護婦学校講習所指定標準ノ件」の教育内容を名称を変えて継承し、GHQ指導による新科目を受け入れた内容となっていた（杉森，2004，p.89）。その後、昭和26年（1951）に保健師助産師看護師法改正により、甲種看護師、乙種看護師から看護師、准看護師が新設されたのを受けて、同年8月10日に現在の指定規則の原型となっている。

## 2) 1967 年 (昭和 42) における指定規則の改正

1967 年の改正では、看護教育のあり方の基本的な方向性が提示され、健康の保持増進、疾病予防から疾病の回復、リハビリテーションまでを含み、全人的な看護をめざすものとして、専門科目として看護学を独立させる改正が行われた。また、正規の学校教育の場合と同様に、一般教育関係教科と専門教育教科とのバランスを検討して、その教育目的を達成できるよう配慮し、熟練工の養成というような技能の習熟のみを目標とすべきでなく、人間形成および専門技術の基礎的理解とその応用能力を養うことを目的とすることが提示された。さらに、短期大学等の教育との関連も考慮して、時間制を原則としつつも単位に換算可能な時間数が設定された。

## 3) 1989 年 (平成元) における指定規則の改正

1980 年代から、少子高齢化が急速に進展し、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化などに伴い、医療の場は病院から在宅、治療から予防へと拡大し、また患者主体の医療が求められるなど、保健医療を取り巻く環境は大きく変化してきた。1987 年 (昭和 62) に出された「看護制度検討会報告書」の中でも、看護職員の能力の拡大、質の向上をめざし、生涯教育の体系化、専門看護婦(士)の育成、看護の大学及び大学院の増設の促進を提言した。そのような背景の中、専門職としての質の高い看護のできる人材の育成を果すために、約 20 年ぶりの改正を行った。従来の疾患別の理解から、対象者の特性に応じた理解に改め、経過別や症状別にも対応できる教育内容に改善することが必要であるとの考え方から専門科目は看護学として統一され、幅広い学習ができるように選択科目の導入や自由裁量の時間を設けるなど、ゆとりのある教育内容となった。

## 4) 1996 年 (平成 8) における指定規則の改正

高齢化の急速な進展に加えて医療の高度化・専門化に伴い、看護サービスの拡充、看護職員の資質向上が必要とされ、少子化に伴い、優秀な看護職員の人材確保のための施策が必要という背景のもと、その変化に対応すべく、それらの内容を教育内容に反映させることをねらって、指定規則の改正が行われた。この改正は、1994 年 (平成 6) に「少子・高齢化社会看護 問題検討会報告書」の内容を受ける形で行われ、その後、「看護職員の養成に関するカリキュラム等 改善検討会中間報告」などに基づいて検討された。ここでの見直しは各教育機関による柔軟なカリキュラム編成を可能とし、教育の独自性が発揮できるようにすることを目指し、教育の内容の充実 (在宅看護論、精神看護学の新設)、教育内容による表示、単位制の導入、統合カリキュラムの提示などが出された。

## 5) 2008 年 (平成 20) における指定規則の改正

2007 年 4 月に教育内容の更なる充実の方向性が示され、2008 年 1 月に保健師助産師看護師学 校養成所指定規則が改正された。前回の改正から 10 年以上が経過し、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図ることと、看護実践能力を強化することが挙げられた。この背景には、特に新人看護師の看護実践能力の低下に対する問題提起が含まれており、安全で安心できる医療体制構築に向けた看護基礎教育の充実が求められた。この改正で、総単位数は 97 単位となり、新たに統合分野が新設され、看護の統合と実践という教育内容が追加された。

### 3. 保健師・助産師課程及び2年課程（通信制）の一部改正

#### 1) 2011年（平成23）における指定規則の一部を改正：保健師・助産師課程

平成21年4月から「看護教育の内容と方法に関する検討会」にて、新たな修業年限にふさわしい教育内容等について検討し、平成22年11月、保健師教育及び助産師教育のカリキュラムの改正案が取りまとめられた。保健師又は助産師の学校又は養成所における学生の実践能力の強化に向けて教育内容の充実を図るため、所要の改正が行われた。

保健師教育では、保健師の役割と専門性をより明確化する観点から、「地域」という視点から「公衆衛生」という視点到に改め、総単位数も23単位以上から28単位以上と増加し、修業年限が「6か月以上」から「1年以上」に延長された。（表1参照）同様に助産師教育でも、総単位数が増加し、就業年限が延長された。（表2参照）

#### 2) 2016年（平成28）における指定規則の一部を改正：2年課程（通信制）

看護師学校養成所の通信制課程は、准看護師から看護師への移行促進を目的に、准看護師として10年以上の就業経験を有する者を対象として平成16年に創設された。その後、約10年が経過し、入学・入所定員の充足率の低下や学校養成所数の減少が生じた。今後、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、准看護師を含めた看護職員の養成は重要で、自律してケアを実践する看護師の必要性は高い。これらのことを踏まえ、准看護師から看護師への移行が促進されることを目指し、通信制課程の入学・入所資格である准看護師としての就業経験年数を「(旧)10年以上」から「(新)7年以上」に短縮した。また、専任教員数を7人以上から10人以上（入所定員が300人以下の場合は8人以上）と規定された。さらに、教育内容を充実させるため「対面による授業が10日」追加された。2018年（平成30）4月入学生から適応される。

### 文献

保健師助産師看護師法60年史編集委員会（2009）. 保健師助産師看護師法60年史－看護行政の歩みと看護の発展. 日本看護協会出版

看護行政研究会（2015）. 平成27年度版 看護六法. 新日本法規.

杉森みどり・舟島なをみ（2016）. 看護教育学 第6版. 医学書院.

田村やよひ（2008）. 保健師助産師看護師法と看護教育の課題. 保健の科学. 50（5）. pp302 - 306.

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

[http://www.nurse.or.jp/nursing/jyunkangoshi/pdf/0822\\_5.pdf](http://www.nurse.or.jp/nursing/jyunkangoshi/pdf/0822_5.pdf)